

議案第 18 号

かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例

かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年かすみがうら市
条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 3 項中「第 61 条第 32 項において読み替えて準用する同条第 2
9 項の規定」を「第 61 条の 2 第 20 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。